2022 年度東京理科大学における自己点検・評価の実施方針

2022 年 4 月 1 日 自己点検・評価委員会

東京理科大学大学質保証推進委員会で策定した「2022 年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針(以下「基本方針」という。)」を受け、2022 年度における自己点検・評価の具体の細目、実施体制等を以下の通り定める。

1. 自己点検・評価実施の前提となる内部質保証の方針

学則第2条の2、大学院学則第1条の2、「東京理科大学内部質保証推進規程(以下「推進規程」という。)及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

「内部質保証の方針】

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。(以下「PDCA サイクル」という。)

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期 的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。 と定めている。

2. 実施組織

自己点検・評価の実施対象とする単位は本学、並びに本学を構成する<u>学校法人東京理科大学業務規程第1条の2</u>に規定する部局(以下「各部局」という。)とする。

3. 対象期間と実施スケジュール

2022 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日 とし、自己点検・評価委員会が明示するスケジュールに基づいて自己点検・評価活動及び報告書の作成に取り組むこととする。

4. 点検·評価活動

- (1) 基本方針を踏まえ、公益財団法人大学基準協会が明示する 10 の大学基準及び点検・ 評価項目に準じることとする(以下、4.(2)及び(3)の部局は除く)。
- (2) 2022 年 4 月施行の「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(令和 3 年文部科学省令第 25 号)」を受けて、<u>教職課程の認定を有する大学は同課程の点検・評価を実施しその結果を公表</u>することについて同施行規則第 22 条の 8 に規定されることから、教育支援機構教職教育センターにおいては<u>「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」等に基づいて</u>点検・評価活動を実施すること。
- (3) 薬学部においては、薬学科(6 年制)が 2023 年度に一般社団法人薬学教育評価機構による薬学教育評価を受審する予定であり 2022 年度が評価対象年度であることから、同機構の評価項目・基準・観点に基づき点検・評価活動を実施すること。

5. 点検・評価活動の実施及び報告書の作成

(1) 前4(1) に該当する部局

本学に即した自己点検・評価活動を行い、点検・評価内容と長所・特色を示すために、 自己点検・評価の実施方針(細目)に基づき<u>以下に留意して実施</u>し、本委員会が指定する 様式によって報告書を作成する。

- ①大学基準協会が明示する"評価の視点"に本学独自の視点を加える。
- ②全ての「評価の視点」に基づいて点検・評価を行うことを<u>必須とせず</u>、各部局において<u>当該年度の点検・評価に必要な「評価の視点」をもって実施</u>することとする。(2020年度から 2022 年度までを 1 サイクルとして、各点検・評価項目におけるすべての「評価の視点」を網羅できるよう、点検・評価を行う。)
- ③各部局における特色のある取り組み、学部学科再編等や新型コロナウイルス感染症への対応(教育・研究、学生支援の各活動)による<u>教育研究環境の変化等を考慮</u>して 実施する。
- ④「基準2:内部質保証」は、引き続き自己点検・評価の最重要項目に位置付けるとと もに、基準2以外の基準についても<u>内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善</u> 活動を行うこととする。

(2) 教育支援機構 教職教育センター

教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 を受けて、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」等に則した点検・評価活動を行うことが必要なため、自己点検・評価の実施方針(細目:教職教育センター)に基づき点検・評価活動を実施すること。また、自己点検・評価報告書の様式も学部・研究科等とは別とする。

(3) 薬学部

2022 年度の自己点検・評価結果及び報告書等によって、薬学教育評価機構による薬学教育評価を受審することから、本年度の自己点検・評価は同機構が明示する項目・基準・観点に則して行うこと。なお、自己点検・評価報告書は同機構が規定する様式を用いて作成することとし、本委員会が指定する様式で作成する必要はない。後述する本委員会への提出締切等についても別に定めることとする。

6. 改善事項に対する点検・評価

前5で示したことのほか、以下についても点検・評価の対象とする。

- ・「機関別認証評価」及び「経営系専門職大学院認証評価」、「2021 年度に実施した外部評価」等の結果において<u>指摘のあった事項</u>
- ・「機関別認証評価」及び「経営系専門職大学院認証評価」、「2021 年度に実施した外部評価」等の結果において、学長によって改善が必要であると認められた事項
- ・2021 年度の自己点検・評価の結果に基づく改善事項(2020 年度以前からの継続を含む)

7. 根拠に基づく実施

自己点検・評価は、検証に必要な情報(データ)や記録等に基づいて行い、報告書には<u>ど</u>のような根拠に基づいて自己点検・評価を実施したかを記述することとする。なお、参考として実施方針(細目)に各点検・評価を実施する際の指標となる本学における方針、根拠等を明示する。

8. 取りまとめ

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施方針、及び実施方針(細目)等に基づき、本学における自己点検・評価の実施、及び各部局の自己点検・評価活動を取りまとめ、報告書を作成する。

9. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の 向上に努めるものとする。

- (1) 本学の自己点検・評価活動の実質化をより明確にするため「点検・評価」「改善」を 重視することとし、本委員会が指定する報告書様式の<u>「点検内容」欄は点検・評価の</u> <u>実績について記述</u>することとする。(施策を実施したという<u>現状説明ではなく、実施</u> した施策に対する点検・評価の実施内容を記述する)
- (2) 各部局は、学科・専攻・下部組織等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うとともに、 主観的な評価だけではなく、外部からの意見等、可能な限り客観的な評価等を取り入れることとする。
- (3) 点検・評価を行った結果、改善を要する事項が生じた場合は「改善事項」欄にその具体を記載することとする。ただし、改善事項を積極的に見つけるという観点で点検・評価をするのではなく、各施策等の適切性を評価し、その結果改善事項が生じている場合に取り上げることとする(非常に微細な事項や無理に改善事項を取り上げることはしない)。
- (4) 前(4) の改善事項への対応は、推進委員会からの具体的な改善指示及び各部局に おいて取り上げた改善事項により、各部局が作成する改善計画(改善方法)に基づ き改善を進め、中間経過等の報告を含め、計画的に取り組むこととする。

10.2020~2022年度に用いた評価の視点の確認

2020年度の自己点検・評価活動から、全ての「評価の視点」に基づいて点検・評価を行うことを<u>必須とせず</u>、各部局において<u>当該年度の点検・評価に必要な「評価の視点」をもって実施(2020年度から2022年度までを1サイクルとして、</u>各点検・評価項目におけるすべての「評価の視点」を<u>網羅</u>できるよう、点検・評価を行う。)することとしており、本年度が1サイクルの最終年度であることから、各部局において<u>各年度で用いた評価の視点を確認し、本委員会が指定する様式で報告を行うこととする。</u>

ただし、<u>基準8~10(2)</u>は報告書(全学版)を作成するために本学独自の評価の視点を設定し、主管部局が毎年度評価の視点ごとに点検・評価を行っていることから、<u>本確認の対</u>象外とする。